

(仮称) 松本城大手門枡形跡広場の使用条件

1. 常に善良な管理者の注意をもって使用すること。
2. 第三者に使用させてはならないこと。(転貸の禁止)
3. 使用目的以外に使用しないこと。
4. 違反行為等により許可の取消し又は変更を命ぜられた場合、使用者はこれを拒むこと、又はこれについて損害賠償を請求することができないこと。
5. 使用期間の満了又は使用許可の取消しによって使用を終了したときは、速やかに原状に回復して返還すること。ただし、市長が特に認めた場合は、原状に回復しないことができること。
6. 市の都合により設置物等の移設を要する場合は、無償で行うこと。
7. 地下に遺跡があるため、掘る、杭を打つ等地面を傷めてはならないこと。ただし、市長が支障ないと認める場合はこの限りではない。
8. 使用者は、その周辺を常に清潔にしなければならないこと。
9. 使用者は、使用許可証を携帯しなければならないこと。
10. 原状回復を怠った場合は、回復の費用を請求できること。
11. その他必要と認める事項

※以下の行為は使用許可にあたって、次の条件を付します。

- 1 発電機の使用
→ ガソリン燃料を使用しないこと。
- 2 荷物の搬入等の車両乗入及び駐車
→ 設営時を含む使用期間中の車両の駐車は広場内のアスファルト舗装上とすること。ただし、レンガ舗装部分への乗入は沈下の可能性があるため禁止とする。
- 3 火気の使用
→ 裸火は原則、禁止。火気を使用する場合、消防署へ提出する「松本広域連合火災予防条例に基づく各届出」の写しを使用許可申請書に添付すること。
- 4 物品及び飲食物の提供
→ 提供する場合、保健所へ提出する「食品衛生法に基づく食品営業許可証(食品営業許可指令書)」の写しを使用許可申請書に添付すること。
- 5 ペグの使用(市長が支障ないと認める場合)
→(1)打ち込みは地表面から30cm以下とする。(ペグ全長は40cm以下とする。)
→(2)使用するペグの写真を使用許可申請書に添付すること。(5(1)の確認)
→(3)使用後は速やかに撤去し、整地すること。

松本広域消防局 丸の内消防署 TEL: 0263-35-2411

http://www.m-kouiki119.jp/matsu/MatsuServ?class_no=11&dbNo=1

松本保健福祉事務所 食品生活衛生課 TEL: 0263-40-1942

<https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuho/menkyo/tetsuzuki.html>